

# 附属機関等の会議開催予定通知書

|                                                   |                                                           |       |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------|
| 会 議 の 名 称                                         | 第91回山口県文化財保護審議会                                           |       |
| 議 題                                               | (1) 県指定有形文化財の指定について<br>(2) 県選定保存技術の選定及びその保持者の認定について       |       |
| 日 時                                               | 令和8年1月27日(火)13:30から15:30まで                                |       |
| 場 所                                               | 山口県庁 共用第2会議室(本庁4階)                                        |       |
| 公 開 状 況                                           | 公 開      部分公開      非公開                                    |       |
| 部分公開の場合<br>そ の 区 分                                | 公 開 部 分                                                   | 議題(1) |
|                                                   | 非公開部分                                                     | 議題(2) |
| 非公開部分につ<br>いて の 理 由                               | 山口県情報公開条例第23条第1号該当<br>(情報公開条例第7条第1項の個人に関する情報を扱う審議<br>のため) |       |
| 傍聴人の定員                                            | 5 人                                                       |       |
| 会議開催前の報道<br>発表等の有無                                | あり(1月13日予定)・なし                                            |       |
| 傍 聴 の 受 付<br><br>※傍聴に当たって<br>は、傍聴要領を遵<br>守してください。 | 当日 13:15から、先着順に受け付ける。                                     |       |
| 担 当 課 名 等                                         | 文化振興課 文化財班<br>電話番号 (083) 933-4666      内線 4668            |       |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 傍 聴 要 領

### 1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

### 2 会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、会長の指示に従うこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。